

広島県薬剤師会からのお知らせ

令和2年5月1日

電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における 薬剤交付支援事業について（速報）

厚労省より、4月30日に成立した令和2年度補正予算において「薬局における薬剤交付支援事業」（以下「支援事業」という。）を下記のとおり実施するとの連絡が入りましたので、お知らせいたします。

1. 事業実施団体

支援事業の実施団体は都道府県薬剤師会であり、薬局は、所在地の各都道府県薬剤師会が実施する事業において必要な手続等を行うこと。

2. 支援の対象

支援の対象は、以下の事務連絡の取扱いに従って実施された電話や情報通信機器による服薬指導等に伴い発生した患者宅等への薬剤の配送料、薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費であること。

（非会員薬局も含むとされています）

日薬からの情報によると、配送は薬局の従事者が届ける方法を基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者を使用する方法を検討するとなっています。

また、請求額には振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含みません。補助の対象は令和2年4月30日から令和3年2月末日までで、実施期間の途中で予算457,545千円の上限に達した場合はその時点で終了します。

しかし、個別の補助金額は最終決定していません。

現実には、昨日、本日と患者から送料をいくらいただいたら良いのか不明な状況が続いています。後日の精算等の方法をとるようお願い致します。

薬局から県薬剤師会への報告はエクセルで行う予定です。詳細が決定された後に、改めてご連絡致します。

また、今後の速報は広島県薬剤師会メールニュースで配信します（ご登録される方は、本会Webサイトの会員向け情報＞県薬メールニュース配信申し込みからご登録ください）。

○厚労省からの通知と提示されたサンプルは

県薬Webサイト＞新型コロナウイルス感染症関連情報 の中の

「1. 薬局業務に関連する情報」に掲載しております。